**令和7年度　留学支援奨学金給付申請に関する**

**同意書 兼 奨学生願書**

**令和　　年　　月　　日**

**（公財）飯村平和財団**

**理事長　飯村　愼一　殿**

**私は、（公財）飯村平和財団　留学生奨学金給付に申請するにあたり、以下の「（公財）飯村平和財団　留学奨学金給付規定」を遵守することに同意します。**

「（公財）飯村平和財団　留学奨学金給付規定」

（目　的）

第1条　この規程は、公益財団法人飯村平和財団（以下、当財団という。）の実施する留学支援奨学金（以下、奨学金という。）の交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給付の対象）

第2条　奨学金の交付対象は、次の各号を満たす者とする。

1. 栃木県の高校及び大学に在籍中の者、または卒業した者で30歳未満の者
2. 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
3. 本条第4項に定める大学で学業を修めるため経済的支援が必要であると認められる者
4. 積極的に地域社会のためのボランティア活動を行う意志のある者

2　なお、前年度応募者及び前年度奨学生であっても、応募資格を有するものとする。

3　他の奨学金制度を現に利用している場合は、応募資格を有しない。

4　留学先の海外大学は、Times Higher Education社が発表する世界の大学トップ100校（World University Rankings）に直近3年以内に該当する欧米を主とする大学又は当該大学と同等以上の質を有する教育機関であると奨学金選考委員会が判断した大学を対象とする。

（給付額等）

第3条　奨学金の給付額は、月額1,500USD・年額18,000USDとする。

2　奨学金の返還は要さないものとする。

3　前項の定めに関わらず、第11条の規定に該当する場合は返還を要するものとする。

（給付期間）

第4条　奨学生として採用された学年の１年間とする。なお、給付期間が１年間の奨学生が、翌年度以後も継続を希望する場合は、再申請の手続きを必要とする。

（応募方法）

第5条　奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を当財団事務局宛に提出する。

1. 奨学生願書（本用紙）
2. 自己紹介（A4用紙片面 1枚）
3. 住民票（同一世帯内全員分の記載のあるもの）
4. 成績証明書
5. 在学証明書（もしくは進学予定であることを証明する書類）
6. 研究実績の報告（研究実績がある場合のみ、自由記入）
7. 個人情報の取り扱いに関する同意書（指定用紙）
8. 大学学長又は大学教授及び教員の推薦書、高校生の場合は校長及び高校教員の推薦書
9. 課題小論文【課題】「自分の志を達成するための取組みの中で、この留学はどのような位置づけなのか」（1000文字以内）
10. 世帯収入を証明できる書類

（奨学金の決定及び交付）

第6条　応募者との面接及び奨学金選考委員会（以下、選考委員会という。）の選考を経て、理事会において奨学生を決定する。

2　選考委員会は、選考の過程において必要があると認めるときは、応募者に対して追加書類の提出、追加の説明を求めることができる。

3　当財団は奨学生の採用を決定したときは、奨学証書を直接本人に交付するものとする。但し、当該学生の修学状況等に応じて、直接交付に代えて、本人宛郵便等により送付することもある。

（奨学金の給付）

第7条　奨学金の給付は当財団が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、1年分を併せて振込送金の方法により行うものとする。振込手数料は当財団の負担とする。

（奨学金受領書の送付）

第8条　奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書をメールにて提出しなければならない。

（奨学生の報告義務）

第9条　奨学金の交付を受けた奨学生は、給付期間の終了後、当財団が別途指定した形式による報告レポートと成績表を提出しなければならない。

（奨学金給付の休止・停止又は廃止）

第10条　下記事由が生じたと判断される場合には、奨学金給付を休止・停止又は廃止する場合がある。但し、給付期間内に、下記事由が止んだと判断される場合には奨学金給付を再開することがある。

1. 奨学生が休学し、又は長期にわたり欠席する場合
2. 身体的または精神的傷病のため、成学の見込みがなくなった場合
3. 学業成績又は性行が不良となった場合
4. 奨学金の給付を受けることを辞退した場合
5. 奨学生として適当でない事実があった場合
6. 受入教育機関の規則および方針に違反し、受入教育機関からの懲戒、停学、退学処分を受けた場合
7. 留学先の国または母国の法律に違反した場合
8. 許可されていない収入を得る活動に従事すること
9. 奨学金の諸条件を順守しないこと
10. 受入機関が何らかの理由で学術プログラムまたは専門職プログラムを終了した場合

ただし、１の休学は、海外の大学への短期留学派遣制度等により留学するケースにおいて、日本での研究内容と同様のテーマを研究し、海外留学終了後に元の大学に戻って研究を継続する場合には、当財団の規定で定める「休学」には当たらないものとする。

2　理事会が以下のいずれかの事由により奨学金の支給の一時停止が必要であると判断した場合、全世界または特定の国・地域内で一時停止する。

1. 洪水、火災、地震、爆発、またはその他の自然災害
2. 戦争、侵略、敵対行為（宣戦布告の有無を問わない）、テロリズムの脅威または行為、暴動、またはその他の内乱
3. 政府の権限、布告、命令、法律、行動、または要請
4. 禁輸措置または封鎖
5. 伝染病、パンデミック、またはその他の国家的もしくは地域的な公衆衛生上の緊急事態
6. ストライキ、労働争議、またはその他の労働争議
7. 物資、適切な電力、または輸送手段の不足
8. その他類似の事象

（奨学生の届出）

第11条　奨学生は次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を書面により本会に届け出なければならない。

1. 前条記載の事由が生じたとき。

2. 退学し、又は転学したとき。

3. 停学その他の処分を受けたとき。

4. 休学又は長期にわたって欠席するとき。

5. 復学したとき。

6. 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき。

（奨学金の返還）

第12条　当財団は、第10条又は第11条に該当する場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合、当該奨学生に給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

以上

（公募期間）

令和7年4月1日㈫～6月30日㈪（提出書類等必着）

（申請）上記規程第５条　各号1～10の必要書類の提出をもって、「留学支援奨学金給付申請に関する同意書　兼　奨学生願書」を申請いたします。

本人氏名（本人直筆）：

志望校　　　　　　　　　　　　　　　入学予定時期　令和　　　年　　　月

現在の学校名もしくは在職社名：

住所：（〒　　‐　　　　）

電話：　　　　　　　（　　　　　　　）

Email：

【お問い合わせ先】

公益財団法人飯村平和財団　事務局

栃木県宇都宮市宝木町2-880

電話　028-678-2830　　Email　[info@iimura.foundation](mailto:info@iimura.foundation)